

北相木村単独補助金関係等一覧表 「令和6年4月1日現在」

(住民福祉課分)

補 助 金 名	内 容
1. 村単児童手当支給	北相木保育園に通園、保育料を完納した扶養義務者に保育料の全額を支給（広域保育等においては対象外）
2. 福祉医療費の支給	乳幼児(高校卒業まで)・3級以上の障害者等・母子家庭 父子家庭・世帯主の入院等医療費に対して補助制度によって支給要件が違うので担当者に確認必要 起算して1年間はさかのぼって申請有効
3. 家庭長期療養者介護人報償金	3ヶ月以上住民登録された療養者(要介護3以上)を1ヶ月の半分以上を自宅で介護している者 月額20,000円
4. 鍼灸施術所 施術料補助	村鍼灸施術所出施術の場合、佐久東洋医学研究所基本金額の1/2(100円未満切捨て)補助
5. 合併浄化槽設置補助金	(村内専用住宅) 5人槽 669,000円 6・7人槽 830,000円 8・10人槽 940,000円 11人槽以上 1,226,000円 (住所を有しない者、別荘等) 5人槽 332,000円 6・7人槽 414,000円 8・10人槽 548,000円 * 再設置においても上記と同等の補助あり(一定の条件を満たす場合) 増改築において支障のある場合・検査等において再設置の必要性が示された場合等
6. 合併浄化槽管理補助金	○維持管理委託料補助金として一律 年 10,000円 但し年間4回以上の点検が完了している者 ○年4回の定期点検が行われ、その点検により浄化槽清掃(汚泥引抜)を行い、それに要した費用の1/2 補助。 補助金額の上限額は 25,000円とし、千円未満の端数は切捨て(年1回分のみ補助)
7. 高齢者住宅改良事業	65歳以上の高齢者(支給要件有) 補助限度額 900,000円 (補助額の算定は、介護保険法、身体障害者福祉法該当分対象経費を確認して決定)
8. 高齢者緊急通報装置設置事業	65歳以上の単身・高齢者世帯 利用料・設置、撤去費用の1/2補助
9. 不妊治療助成事業	1年以上村内に居住している夫婦に、総額 1,500,000円を限度に助成 (長野県不妊治療助成事業実施要綱による助成がある場合はその額を控除した額) 2022年4月から不妊治療の一部が保険適用開始
10. 人間ドック補助金	現に居住する40歳以上の者一律 25,000円(国保・後期高齢加入者、1年度1回) 要領収書添付
11. 脳ドック補助金	現に居住する40歳以上の者一律 2,5000円 要領収書添付 同一人において5年に1回が限度

12. 帯状疱疹予防接種費用補助金	現に居住する50歳以上の者 不活化ワクチン 1人につき2回を限度とし 1回あたり 10,000円 生ワクチン 1人につき1回を限度とし 4,000円
13. インフルエンザ補助金	13歳未満 2回の接種につき自己負担1,000円を控除した額 13歳から65才未満 一律自己負担1,000円を控除した額 65才以上 村内実施機関で接種の場合全額補助
14. 新型コロナウイルス補助金	生後6ヶ月以上の住民 65歳未満 一律自己負担金1,000円を控除した額 65歳以上 村内実施機関で接種の場合全額補助
15. 生ゴミ処理機補助金	購入金額の1/2か 50,000円の低いほうの額 要領収書添付
16. 生活支援ハウス	おおむね60歳以上の一人・夫婦世帯 要介護1.2以下の者 月 3,000円～ 25,000円まで所得に応じて6段階の費用負担 別途 光熱水費月 5,000円 暖房費(10月16日～4月15日)月 5,000円
17. 各種検診 ① 大腸がん検診 ② 子宮がん検診 ③ 胃バリウム検診 ④ 乳がん検診 ⑤ 胸部レントゲン検診 ⑥ 集団ヘルススクリーニング ⑦ 胸部CT検診 ⑧ 胃内視鏡検診 ⑨ 前立腺がん	40歳以上 約2,000円弱かかるうちの500円の自己負担を除いた全額 20歳以上 約5,000円かかるうち500円の自己負担を除いた全額 50歳以上 約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額 20歳以上(超音波) } 約4,000円～8,000円かかるうち500円～1,000円の自己負担 40歳以上(マンモグラフィ) } を除いた全額 40歳以上 約1,500円弱かかるうちの全額 (健診項目により差があり) 約3,000円強～11,000円強かかるうちの全額 40歳以上 約8,000円弱かかるうちの1,000円の自己負担を除いた全額 50歳以上 約12,600円弱かかるうちの2,000円の自己負担を除いた全額 50歳以上 約1,700円強かかるうちの500円の自己負担を除いた全額
18. 各種料理教室	料理教室&運動・脳トレ教室 月1回開催 レシピは希望者に無料配布 料理教室(男性対象) 2ヶ月1回開催 レシピは希望者に無料配布
19. 福祉用具貸与	車イス、起き上がりベッド、リフトアップシート付福祉車両等の一時貸与
20. 配食サービス ① 配食サービス事業 ② 食生活支援事業	(65歳以上老人、障害者、村長認可者等) 火・金の週2回 夕食 450円のうち 200円を補助 申請に当たっては民生委員の意見必要 昼食 配食回数のうち週2回までが補助対象 1食 200円 補助
21. 支援ハウス短期受け入れ事業	概ね60歳以上の村民で食事以外は自分でできる方。1週間以内

22. 成年後見制度利用支援事業	判断能力が充分でない高齢者・知的及び精神障害者が自立した生活を営むことを支援する
23. にしまる荘トゴール湯利用	誰でも可（但し幼児のみ、泥酔者等の利用不可） 無料 金曜日休館
24. 後継者に配偶者を紹介褒賞金	結婚1組につき 200,000円 住民基本台帳等で婚姻関係を確認後支給 （結婚後現に北相木村に居住する夫婦の紹介）
25. 結婚新生活支援事業補助金	夫婦が村内に居住し、住民登録されていて、新規婚姻世帯が、住居費、引越費用、リフォーム費用等を合算した額を対象とし、1世帯当たり29歳以下世帯が600,000円、39歳以下世帯が 300,000円を限度とし支給
26. 家庭介護用品購入費助成事業	年支給額…要介護 1・2 26,000円、要介護 3～5 40,000円 紙オムツ・尿とり・手袋・おしりふき
27. 福祉タクシー助成事業	要介護認定を受けていて常時車イス使用、家族送迎困難者 年額 50,000円
28. 障害者移動支援事業	年間240時間以内 1時間当たり 500～3,000円の基準額から1割等自己負担額を差し引いた額
29. 高齢者等肺炎球菌予防接種費補助金	現に居住する65歳以上の高齢者 限度額一人 3,000円 同一人に対して5年に1回が限度
30. 風疹ワクチン検査・接種費用補助金	現に居住する20歳から50歳までの者 限度額一人 3,000円
31. 介護職員等養成研修補助金	研修を受講し資格を取得した現に居住する者 受講料の1/2以内 限度額 50,000円
32. 助産師相談外来費用補助金	現に居住する者もしくは母子手帳交付後から産後1年までの妊産婦 1回 2,000円を上限とする(但し乳房マッサージを伴う相談は 4,500円が上限)
33. 産後ショートステイ費用補助金	利用額の9割補助(7泊まで)
34. 子育て世帯訪問支援事業	産後、育児世帯ホームヘルプサービス 1時間当たり 1,500円
35. 子育て支援短期入所事業	保護者の病気等で子供を保護できない場合に最長1週間 1日 9,600円補助
36. 出産祝い金	第1子又は第2子を出産したとき 出生児1人に対し 200,000円 第3子以上を出産したとき 出生児1人に対し 300,000円 住民基本台帳で確認 但し祝金を受けた日から3ヶ月に満たないうちに本村に居住しなくなったときは返金とする。
37. 子育て応援入学・卒業祝い金	小学校入学時 50,000円 小学校卒業時 100,000円 中学校卒業時 100,000円 高校等卒業時 300,000円 住民基本台帳で確認

(社会福祉協議会分)

1. 各種福祉団体等補助金交付	遺族会等 各団体活動補助
2. 結婚祝い金	結婚した者に 100,000円 住民基本台帳で確認 但し3年以内に転出は全額返金とする
3. 敬老祝金・特別敬老祝金	77・88・99歳に到達する者 各 10,000円 100歳に到達した者 100,000円
4. 歳末慰問金	母子・父子(児童扶養手当受給者) 10,000円以内 介護保険(介護度 3以上) 3,000円以内 会長が認めた者 10,000円以内
5. 災害見舞金	居宅の全壊・全焼・流失 100,000円 半壊・半焼・床上浸水 50,000円 死亡1人につき 100,000円

*** 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。尚補助金を受けようとする際には、事前に役場へお問い合わせ下さい。事後の承諾ができない場合もありますのでご注意願います。**